

授業・試験実施に関する警報発令及び交通機関の運行停止等の場合の措置

阪急電車ストライキ、気象庁により表①の地域・市町村のいずれかに暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発令された場合は、表②のとおり取り扱います。

《表①：対象となる警報・注意報の発令地域・市町村（大阪府・兵庫県）》

地域	市町村
阪神	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
北播丹波	西脇市、丹波篠山市、丹波市、多可町
播磨南東部	明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町
大阪市	大阪市
北大阪	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町
東部大阪	守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市
南河内	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
泉州	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

《表②：阪急電鉄ストライキの場合及び上記のいずれかに暴風警報、暴風雪警報、特別警報が発令された場合の取扱い》

[授業に関する措置]

6時00分までに解除	平常どおり
8時00分までに解除	第2時限から授業を行う
10時30分までに解除	第3時限から授業を行う
12時00分までに解除	第4時限から授業を行う
12時00分を過ぎても解除されない	第4時限・第5時限を休講
15時00分までに解除	第6時限から授業を行う
15時00分を過ぎても解除されない	全日休講

[試験に対する措置]

6時00分までに解除	平常どおり
9時30分までに解除	第2時限から試験を行う
12時30分までに解除	第3時限から試験を行う
12時30分を過ぎても解除されない	全日試験中止

オンライン授業は警報等が発令された場合であっても休講とはなりません。

ただし、自宅等の地域に避難準備・避難勧告・避難指示が発令される等、身の危険を感じる場合は、避難するなど適切な行動をとってください。欠席の取扱いについては、大学として担当教員に配慮をお願いしています。